

Ⅲ 体罰防止のケーススタディ

ケース 1

保護者から「うちの子が悪いことをしたら叩いてください。」と言われていたので、安易に往復ビンタをしてしまった。すると保護者が怒って学校にやって来て・・・。

問題点

・
・
・

対策

・
・
・

効果等

・
・
・

ケース 2

A教諭は厳しい指導で有名で、練習中に部員はよく涙を浮かべていた。そんなある日、私は、A教諭が体育館の器具庫で部員を正座させ、激しく罵っている姿をたまたま見かけてしまった・・・。

問題点

・
・
・

対策

・
・
・

効果等

・
・
・

～ このケースの解答例 ～

ケース 1

- 問題点・指導方法として不適切な「体罰」に当たる行為を行っている。
・「体罰」は、保護者が許可することにより認められる行為ではない。
・保護者は、教師の指導に納得していない。
- 対 策・生徒指導には組織的に取り組み、感情的にならないように、個別の指導も必ず複数の教職員で行うようにする。
・客観的に記述した生徒指導の記録を残し、いつでも保護者に対して説明責任を果たせるようにする。
・校内研修等を通じて、「体罰」によらない生徒指導の在り方について研究する。
- 効果等・複数の教職員による指導体制を組むことにより、個人的な感情で行き過ぎた行為に至る事態を防ぐことができる。
・説明責任を意識した生徒指導は、多様化した保護者からも信頼が得られやすい。
・適切な指導方法が教職員の間でマニュアル化することにより、深刻な事態に至ることを防止しやすい。
- 法令等・学校教育法第 11 条
・刑法第 204 条（傷害）、刑法第 208 条（暴行） 等

ケース 2

- 問題点・周囲は、A 教諭が部員を泣かせるような厳しい指導をすると認識していた。
・周囲から見えにくい場所で、肉体的苦痛を与える正座をさせていた。
・罵ることで、「言葉の暴力」とも言える精神的苦痛を与えている。
・閉ざされた空間では自己抑制が効かなくなり、殴る・蹴るなどの体罰に至る可能性があった。
- 対 策・不適切な指導を見聞きした場合は、管理職に報告・連絡・相談することを徹底する。
・行き過ぎた指導に陥らないように、教職員間で部活動の指導の在り方を話し合い、活動の目的を共有する。
・閉ざされた空間での 1 対 1 での指導を避けることにより、指導の行き過ぎを防ぐ。
・生徒が気軽に話せるような教育相談体制の充実に努める。
- 効果等・生徒の全人格的な成長を目指す部活動の取組となる。
・独善的な指導や体罰などの行き過ぎた指導を防ぐことができる。
・教職員のサポート体制が整い、生徒に安心感を与えることができる。
- 法令等・学校教育法第 11 条
・刑法第 204 条（傷害）
・刑法第 208 条（暴行） 等